

社会福祉法人 高山村社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人高山村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

2 会長以外の役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合には、費用を弁償することができる。

3 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、その実費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

第4条 本会は、この規程をもって、支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

平成30年4月1日から施行する。

令和6年10月1日から施行する。

別表1 非常勤役員等の費用弁償額

役 職	支払項目	金 額 (円)
会 長	報 酬	10,000円
副 会 長	旅 費	2,500円
理 事	旅 費	2,500円
監 事	旅 費	2,500円